

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成16年12月24日(2004.12.24)

【公表番号】特表2004-501587(P2004-501587A)

【公表日】平成16年1月15日(2004.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2004-002

【出願番号】特願2002-504166(P2002-504166)

【国際特許分類第7版】

H 04 M 11/00

H 04 Q 7/38

【F I】

H 04 M 11/00 302

H 04 B 7/26 109M

H 04 B 7/26 109S

【手続補正書】

【提出日】平成14年2月25日(2002.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理手段およびデータ記憶手段を備えたオンボードシステム(2-20)と協働するモバイル機器を含む、モバイル電話ネットワーク上におけるデジタルデータの伝送および処理の方法であって、前記オンボードシステム(2-20)の前記データ記憶手段内に記憶された、レポータと呼ばれるタイプの少なくとも1つの第1の特定ソフトウェア(21)を使用して、前記モバイル機器から受信された少なくとも1つのイベントに応答して、前記オンボードシステム内で行われる処理の実行を、少なくとも1つの遠隔サーバ(3)のデータ記憶手段内に記憶された少なくとも1つの関連ソフトウェア(30M)に委託することを特徴とする方法。

【請求項2】

前記オンボードシステムの情報処理手段およびデータ記憶手段が、少なくともソフトウェアを記憶することを目的とするものであり、前記ソフトウェアは、少なくとも1つの所定のアプリケーションと関連する機能性を実現するため、決ったコマンドの送信によって前記モバイル機器を制御し、かつ該機器から来るイベントに、前記イベントと関連する命令を実行することによって応答することができるタイプのものである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記レポータタイプのソフトウェア(21)が、前記関連ソフトウェア(30M)に、前記モバイル機器(1-10)から受信した前記イベントの特性データを再転送すること、ならびに該関連ソフトウェア(30M)が、前記特性データを受信すると、前記遠隔サーバ(3)の前記情報処理手段を介して、前記所定のアプリケーションのうち1つに関連する前記命令のすべてまたは一部を実行して、前記実行の結果を前記モバイル機器(1-10)および/または前記オンボーディマイクロチップシステム(2-20)に再転送することを特徴とする、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記オンボードシステム(2-20)が、決ったオペレーティングシステムの制御下にあ

り、前記遠隔サーバ(3)のうち1つの上に実装された前記関連ソフトウェア(30M)が、前記実行結果を前記オペレーティングシステムに直接に送信されるコマンドの形態で伝送して、決った動作を実現すること、および該動作の結果が前記関連ソフトウェア(30M)に再転送されることを特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載の方法。

#### 【請求項5】

前記遠隔サーバ(3)上に実装された前記関連ソフトウェア(30M)が、マスタと呼ばれるタイプのソフトウェアであり、前記オンボードシステム(2-20)の前記記憶手段内に記憶された、スレーブと呼ばれるタイプの少なくとも1つの第2の特定ソフトウェア(22)の実装を含むこと、前記スレーブタイプのソフトウェア(22)のそれぞれが、関連する前記マスタタイプのソフトウェア(30M)からコマンドを受信し、前記オンボードシステム(2-20)の前記情報処理手段を介して前記コマンドを実行すること、ならびに前記スレーブタイプのソフトウェア(22)が、前記コマンド実行の結果を前記関連するマスタタイプのソフトウェア(30M)に再転送することを特徴とする、請求項1から4のいずれか一項に記載の方法。

#### 【請求項6】

前記レポータタイプのソフトウェア(21)および／またはスレーブタイプのソフトウェア(22)が、自律タイプと呼ばれるタイプのさらなる機能に関連し、該ソフトウェア(21、22)が、前記オンボードマイクロチップシステム(2-20)上で前記所定のアプリケーションの所定の一部を直接実行できるようにしていることを特徴とする、請求項5に記載の方法。

#### 【請求項7】

前記モバイル電話ネットワークが「GSM」規格と呼ばれる規格に準拠し、かつ前記ソフトウェアが「GSM 11.14」規格に準拠することを特徴とする、請求項1から6のいずれか一項に記載の方法。

#### 【請求項8】

前記電話ネットワークが、音声データチャネルと呼ばれるチャネルおよびメッセージチャネルと呼ばれるチャネルの少なくとも2つの別個の伝送チャネルを含み、伝送される前記デジタルデータが、前記メッセージチャネルを介して伝送される、140個の8ビットバイトまたは160個の7ビットバイトを含む、ショートメッセージタイプと呼ばれるタイプのメッセージによって構成されることを特徴とする、請求項1から7のいずれか一項に記載の方法。

#### 【請求項9】

モバイル機器と協働することを目的とする情報処理手段およびデータ記憶手段を含むオンボードシステムであって、オンボードシステム(2-20)の前記データ記憶手段内に記憶された、レポータと呼ばれるタイプの少なくとも1つの第1の特定ソフトウェア(21)を含み、前記ソフトウェアは、前記モバイル機器から受信された少なくとも1つのイベントに応答して、前記オンボードシステム内で行われる処理の実行を、少なくとも1つの遠隔サーバ(3)のデータ記憶手段内に記憶された少なくとも1つの関連ソフトウェア(30M)に委託することを目的とするソフトウェアであることを特徴とするシステム。

#### 【請求項10】

前記遠隔サーバ(3)上に実装された前記関連ソフトウェア(30M)が、マスタと呼ばれるタイプのソフトウェアであり、オンボードシステムが、自らの前記データ記憶手段内に、スレーブと呼ばれるタイプの少なくとも1つの第2の特定ソフトウェア(22)を記憶し、前記ソフトウェアは、自らに関連する前記マスタタイプのソフトウェア(30M)のうち1つからのコマンドを受信し、オンボードシステム(2-20)の前記情報処理手段を介して前記コマンドを実行し、前記コマンド実行の結果を、前記関連するマスタタイプのソフトウェア(30M)に再転送することを目的とするソフトウェアであることを特徴とする、請求項9に記載のオンボードシステム。

#### 【請求項11】

前記レポータタイプのソフトウェア(21)および／またはスレーブタイプのソフトウェ

ア(22)が、自律タイプと呼ばれるタイプのさらなる機能性に関連し、該ソフトウェアが、前記オンボードシステム(2-20)上で、前記所定のアプリケーションの所定の一部を直接実行できるようにしていることを特徴とする、請求項9または10に記載のオンボードシステム。

【請求項12】

「SIM」タイプと呼ばれるスマートカード(2)によって構成されることを特徴とする、請求項9から11のいずれか一項に記載のオンボードシステム。